

保 発 0510 第 5 号

平成 22 年 5 月 10 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長

全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金の取扱について

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 154 条の 2 の規定に基づく全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金については、別添「全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金取扱要領」により行うこととし、平成 22 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金 取扱要領

第1 共通的事項

全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金（以下「補助金」という。）の対象は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）に基づき全国健康保険協会（以下「協会」という。）が行う特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）とする。

第2 特定健康診査

1. 交付の要件

交付の対象となる特定健康診査は、次の要件に該当するものであること。

- (1) 協会が、実施年度の4月1日における健康保険法（大正11年法律第70号）に基づき協会が管掌する健康保険の加入者又は船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づき協会が管掌する船員保険の加入者であって、当該年度において40歳以上75歳以下の年齢に達する者（健康保険法に基づく任意継続被保険者及び特例退職被保険者を含む。）に対して特定健康診査等実施計画（高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づく計画をいう。以下同じ。）に基づき行ったものであること。
- (2) 各々の対象者につき、毎年度1回の特定健康診査を交付の対象とする。
- (3) 交付の対象となる特定健康診査の項目は、実施基準第1条第1項に掲げる項目とする。

2. 交付についての留意事項

- (1) 特定健康診査の実施後に、協会から脱退した者（年度途中の転退職による資格喪失者等をいう。以下同じ）や除外対象者（「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成20年厚生労働省告示第3号）に定める除外対象者をいう。以下同じ。）に該当した者については交付の対象とする。

- (2) 実施年度の途中に協会に加入した者に対し特定健康診査を実施した場合は交付の対象とする。
- (3) 詳細な健診項目（実施基準第1条第1項第10号に規定する項目をいう。以下同じ。）については、医師の判断により実施した場合のみ交付の対象とし、協会の判断で一律に追加実施した場合は交付の対象としない。
- (4) 特定健康診査を実施した後の実施者に対する情報提供のための資料（パンフレット）等に係る経費については交付の対象とするが、受診勧奨の広報、普及啓発用資料等に係る経費については交付の対象としない。
- (5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づく健康診断を受けた者又は受けることができる者については交付の対象としない。また、協会がその結果を受領する際に要した費用についても交付の対象としない。
- (6) (5)の場合に、特定健康診査の検査項目が欠損している場合は、協会において追加実施する可能性もあるが、その項目が他の法令に基づく健康診断の項目であれば、その費用は当該法令に基づく実施義務者の負担となるため交付の対象としない。
- (7) 協会において、特定健康診査を人間ドック等の追加的に実施される検査と一体的に行った場合に、特定健康診査のみに要した費用が不明確なときは、特定健康診査を実施した場合であっても交付の対象としない。

3. 交付申請、実績報告についての留意事項

- (1) 交付申請時の特定健康診査実施（予定）者数は、実施年度の4月1日時点で協会において作成している受診予定者リストを参考に、交付申請時までに実施している者及び交付申請後当該年度中に実施する予定者数を勘案し算出すること。
- (2) 詳細な健診項目については、「貧血検査」、「心電図検査」及び「眼底検査」のいずれかを1つでも実施した場合は、詳細な健診を実施したものとみなす。
- (3) 特定健康診査と介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく生活機能評価を同時実施した場合の取扱いについては、生活機能評価のうち「生活機能チェック（基本チェックリストを含む。以下同じ。）」のみを同時に実施、又は「生活機能チェック」と「生活機能検査」（「生活機能評価の実施方法等について」（平成20年4月1日老老発第0401002号厚生労働省老健局老人保健課長通知）に基づくも

のをいう。)の両方を同時に実施した場合は、同時実施したものとみなす。

- (4) 協会において、人間ドック等の結果により特定健康診査の実施に代える場合や、特定健康診査の他に追加的な検査を実施した場合は、当該検査に要した費用と特定健康診査に係る費用に区分し、特定健康診査に要した経費のみを申請すること。
- (5) 実績報告時の特定健康診査実施者数は、協会が保険者として実施した特定健康診査実施者数を報告すること。
- (6) 特定健康診査は特定健康診査実施計画に基づき、計画的に実施されるものであることから、協会が特定健康診査を委託して実施する場合において、実施機関における実施形態が集団健診と個別健診のいずれに該当するのかが判別できない場合は、集団健診により実施したものとみなす。
- (7) 交付申請及び実績報告時の特定健康診査に係る対象経費には、実施機関等に対し支出する金額等を計上すること。

第3 特定保健指導

1. 交付の要件

交付の対象となる特定保健指導は、次の要件に該当するものであること。

- (1) 特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導対象者（実施基準第4条で定める特定保健指導の対象者をいう。以下同じ。）と判定された者に対し実施したものであること。
- (2) 交付の対象となる特定保健指導は、実施基準第7条及び第8条に掲げる保健指導とする。

2. 交付についての留意事項

- (1) 特定保健指導の終了後に、協会から脱退した者や除外対象者に該当した者については交付対象とする。
- (2) 実施年度の途中に協会へ加入した者に対し特定保健指導を実施した場合は交付の対象とする。
- (3) 特定保健指導の実施期間中、利用者が被保険者資格を喪失した場合や利用者が参加しなくなった場合（途中終了）については、途中終了までに要した費用を交付の対象とする。

- (4) 特定保健指導の対象とならない者に対し協会が自主的に行う保健指導については交付の対象としない。

3. 交付申請、実績報告についての留意事項

- (1) 交付申請時の特定保健指導実施（予定）者数は、実施年度の4月1日時点で協会において作成された特定健康診査等実施計画における特定保健指導予定者数を参考に、交付申請時まで実施している者及び申請後当該年度中に実施する予定者数を勘案し算出すること。
- (2) 実績報告は、当該年度内に初回面接から実績（6ヶ月後）評価まで全てを行った者及び年度を越えて特定保健指導が行われる場合においては、当該年度中に「初回面接」及び「実績評価」の各区分を行った（終了した）者の数を実施者数として報告すること。
- (3) 交付申請及び実績報告時の特定保健指導に係る対象経費には、実施機関等に対し支出する金額等を計上すること。

第4 その他

1. 対象経費に関する留意事項

- (1) 補助金は、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助するものであることから、次のような経費は、交付の対象経費として認めない。
- ・ 特定健康診査に用いる医用機器や器具の購入経費
 - ・ 特定健康診査等の実施者のための研修経費
 - ・ 特定健康診査等に従事しない職員（保健師、管理栄養士等）の人件費等
 - ・ 特定健康診査等に係るデータの管理システム（電子計算機を含む）や集計ソフト等に要する経費
 - ・ 特定健康診査等の決済及び支払の代行に係る経費
- (2) 特定保健指導を実施する上で、必要な備品の購入等に要する経費については対象経費として認めるが、それらについては当該事業において効果的かつ専有的なものとする。

（例：体脂肪計、血圧計、フードモデルなどの教材等）

- (3) 補助金の対象年度と同じ会計年度の支出が補助金の対象となること。